

# 標準仕様書

(■～該当範囲とする)

 新営建築工事**<適用範囲>**

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。  
設計図書のうち仕様書については、本設計図「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」を適用するものとする。

 改修建築工事**<適用範囲>**

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。  
設計図書のうち仕様書については、本設計図「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」を適用するものとする。  
特記仕様書添付なしの場合は、特記仕様についてその限りではない。

 新営電気設備工事**<適用範囲>**

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。  
設計図書のうち仕様書については、本設計図「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」を適用するものとする。

 改修電気設備工事**<適用範囲>**

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。  
設計図書のうち仕様書については、本設計図「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)」を適用するものとする。  
特記仕様書添付なしの場合は、特記仕様についてその限りではない。

 新営機械設備工事**<適用範囲>**

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。  
設計図書のうち仕様書については、本設計図「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」を適用するものとする。

 改修機械設備工事**<適用範囲>**

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。  
設計図書のうち仕様書については、本設計図「特記仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」、「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」を適用するものとする。  
特記仕様書添付なしの場合は、特記仕様についてその限りではない。

 解体工事**<適用範囲>**

本工事の施工にあたって受注者は、契約書・設計図書に基づき施工するものとする。  
設計図書のうち仕様書については、本設計図「特記仕様書」及び国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書・同解説」を適用するものとする。  
特記仕様書添付なしの場合は、特記仕様についてその限りではない。

|       |
|-------|
| 特記仕様書 |
|-------|

本工事に使用する特記仕様書は以下のとおりとする。(■～該当範囲とする)

- 1 施工条件総括表
- 2 建設リサイクル法の実施に関する特記仕様書
- 3 建設副産物に関する特記仕様書
- 4 再生クラッシャーラン等に関する特記仕様書
- 5 排出ガス対策型建設機械特記仕様書
- 6 工事カルテ作成、登録に関する特記仕様書
- 7 安全・訓練等の実施に関する特記仕様書
- 8 植栽樹木等に関する特記仕様書
- 9 建設業退職金共済制度に関する特記仕様書
- 10 新発田市建設工事請負契約約款関係
- 11 その他 工事独特の特記仕様書

詳細については、別紙のとおり。

## 1. 施工条件総括表

下記項目、事項のうち○印欄は、工事施工にあたって制約を受けることになるので明示する。  
 なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者及び受注者で協議し、適切な措置を講ずるものとする。

| 明 示 事 項         | 施 工 条 件  |
|-----------------|--|
| ① 工 程 関 係       | 1 関連する別途発注工事あり<br>・ 工 事 名 :<br>・ 予定期間 :  |
|                 | 2 施工時期、時間、方法の制限あり<br>・ 時 期 :<br>・ 時 間 :<br>・ 方 法 :   |
|                 | 3 関係機関協議による工程条件あり<br>・ 協 議 内 容 :<br>・ 完了予定時期 :   |
|                 | ④ その他 施設利用者へ配慮して作業を実施すること。(詳細は契約後、打合せとする。)   |
| II 用 地 関 係      | 1 工事用地等の未処理部分あり<br>・ 処理見込時期 :<br>・ 区 間 :   |
|                 | 2 仮設ヤードの指定あり<br>・ 場 所 :<br>・ 期 間 :   |
|                 | 3 その他<br>詳細については、施設関係者及び監督員と協議を要する。  |
| III 公 害 対 策 関 係 | 1 公害防止の制限あり(騒音・振動、排出ガス、粉じん、水質等)<br>・ 施工方法 : 低振動・騒音等に配慮し施設関係者・利用者及び近隣へ影響のないようにすること。<br>・ 作業時間 : |
|                 | 2 家屋等の調査の必要あり<br>・ 方 法 :<br>・ 範 囲 :  |
|                 | 3 その他  |
| ④ 安 全 対 策 関 係   | 1 交通安全施設等の指定あり<br>・ 交通誘導員 :<br><br>・ その他施設等 :  |
|                 | 2 近接作業制限あり(鉄道、ガス、水道、電気、電話等)<br>・ 内 容 :<br>・ 工 法 制 限 :<br>・ 作業時間制限 :                            |
|                 | 3 発破作業あり<br>・ 保安設備及び保安要員 :<br>・ 防 護 工 :<br>・ 作業時間制限 :  |
|                 | 4 防護施設(落石、雪崩、土砂崩落等)<br>・ 内 容 :   |
|                 | ⑤ その他 施設利用者へ配慮して計画すること。(詳細は契約後、打合せとする。)  |
| V 工 事 用 道 路 関 係 | 1 一般道路を搬入路としての使用制限あり<br>・ 搬 入 経 路 :<br>・ 期 間 :<br>・ 使用後の処理 :                                   |
|                 | 2 一般道路の占用あり<br>・ 期 間 :<br>・ 規 制 条 件 :<br>・ 時 間 制 限 :   |

| 明 示 事 項                  | 施 工 条 件  |
|--------------------------|--|
| V 工 事 用 道 路 関 係          | 3 仮設道路設置あり<br>・ 工 法 指 定 の 有 無 :<br>・ 用 地 関 係 :<br>・ 安 全 施 設 :<br>・ 工 事 完 了 後 の 「 存 置 」 ま た は 「 撤 去 」 :   |
|                          | 4 その他  |
| ⑥ 仮 設 備 関 係              | 1 仮設備の指定あり   |
|                          | 2 仮設備の条件指定あり   |
|                          | 3 仮設構造物の転用、兼用あり<br>・ 工 種 :<br>・ 内 容 :  |
|                          | 4 イメージアップあり<br>・ 内 容 :   |
|                          | ⑤ その他 詳細については、監督員及び市関係課、施設関係者と協議をするものとする。<br>工 事 用 水 構 内 既 存 施 設 ・ 利 用 で き な い ○ 利 用 で き る ( ・ 有 償 ○ 無 償 )<br>工 事 用 電 力 構 内 既 存 施 設 ・ 利 用 で き な い ○ 利 用 で き る ( ・ 有 償 ○ 無 償 )  |
| VII 残 土 ・ 産 業 廃 棄 物 関 係  | 別紙「建設副産物に関する特記仕様書」のとおり   |
| VIII 工 事 支 障 物 件 等       | 1 占用支障物件あり(電気、電話、水道、ガス等)<br>・ 内 容 : ガス・水道・下水道の埋設場所を施工前に確認して施工すること。<br>・ 移 設 、 撤 去 、 防 護 方 法 等 :<br>・ 時 期 :   |
|                          | 2 占用物件重複施工あり<br>・ 内 容 :  |
|                          | 3 その他  |
| IX 排 水 工 ( 濁 水 処 理 含 む ) | 1 濁水、湧水処理等の特別な対策あり<br>・ 内 容 :  |
| X 薬 液 注 入 関 係            | 1 薬液注入工法あり<br>・ 別紙条件明示による  |
| ⑪ そ の 他                  | 1 現場発生材あり<br>・ 品 名 :<br>・ 納 入 場 所 :  |
|                          | 2 支給品及び貸与品あり<br>・ 品 名 :<br>・ 引 渡 場 所 :   |
|                          | 3 規格証明の必要あり<br>・ 公共建築工事標準仕様書 第1章1-1-2(19)による   |
|                          | 4 その他<br>1 ) 簡易な工事及び緊急を要する工事(災害復旧等)においては、監督員の承諾を得て施工計画書の提出を省略することができる。<br>2 ) 工事期間中に中間技術検査がある(部位は監督員の指示による)。<br>3 ) 工事進捗状況を月末に定期的に報告すること(150日工期、かつ3000万円以上の工事が対象)。<br>4 ) 本工事で発注する産業廃棄物は、新潟県内の最終処分場へ搬入するため、産業廃棄物税が課税される。そのため本設計書に産業廃棄物税を計上しているので適正に処理すること。<br>⑤ ) 施工に際して必要となる官公署への各種届出を遅滞なく行うこと。 |

## 6.工事カルテ作成、登録に関する特記仕様書

受注者は、工事請負代金額500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)入力システムに基づき、「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けた後に、登録機関に提出するとともに、登録機関発行の「登録内容確認書」の写しを監督員に提出しなければならない。

工事カルテの期限及び登録内容は、以下のとおりとする。

- ① 受注時登録データの登録および「登録内容確認書」の写しの提出は、契約締結後土日、国民の祝日に関する法律に定める祝日及び年末年始(以降祝日等という)を除き10日以内に行ってください。  
 受注・変更・完成・訂正時の工事实績報告は、監督員の確認を受けたうえ登録してください。  
 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除く10日以内に登録してください。  
 完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請してください。  
 なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できます。

- ② 登録内容は次表のとおりとする。

| 区 分             | 登録の種類 |
|-----------------|-------|
| 請負金額 500万円以上の工事 | 受注登録  |
|                 | 変更登録  |
|                 | 完成登録  |
|                 | 訂正手続き |

※ 訂正手続きとは、業者の誤りによるものを指す。

## 10.新発田市建設工事請負契約約款関係

|             |   |
|-------------|---|
| ① 建設工事      | 新発田市建設工事請負契約約款(以下「約款」という。)第1条第3項による<br>・ 施工条件総括表、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書に特別に定める場合を除き、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な手段は、請負者の責任において定める。   |
| 2 特許権等の使用   | 本工事における約款第8条の特許権、その他の第三者の権利の対象となっている施工方法の指示は、以下のとおりである。<br>特許権の内容<br>特許権の所有   |
| ③ 工事材料の検査   | 本工事において約款第13条第2項の規定による検査は以下のとおりである。<br>指定する工事材料<br>1、対象材料については、監督員と協議すること。  |
| 4 監督員の立会    | 本工事において約款第14条による立会が必要とされるものは、以下のとおりである<br>土木・建築工事監督要綱 土木建築工事監督技術基準  |
| 5 支給材料及び貸与品 | 本工事において約款第15条に定めるものは、以下のとおりである。<br>支給材料 数量<br>貸与品 数量 貸与期間   |
| 6 中間技術検査    | 本工事は、約款第32条により定める(中間検査技術基準による)対象工事である。<br>中間技術検査の実施時期は、出来高が全体の40～60%程度を目安として監督員と協議し、中間技術検査願いを提出する。<br>中間技術検査は工事品質確保のために行う施工途中の技術検査であり、工事費の支払いの対象としない。<br>中間技術検査時は、設計図書、施工計画書及び中間技術検査までの工事管理記録等を準備し、現場代理人立会いの下で実施する。<br>検査時に必要となる器具は、受注者が準備すること。 |
| 7 部分使用      | 本工事の約款第34条の引渡前において部分使用を求める部分は、以下のとおり<br>部分引渡使用の協議箇所 : 別紙図面に示した箇所<br>使用協議内容 :<br>使用予定期間 : 令和 年 月 日～  |
| 8 部分引渡      | 本工事において、約款第39条の工事の完成に先立って引き渡しを受けるべきことを指定する部分は以下のとおりである。<br>部分引渡を求める部分 : 別紙図面に示した部分<br>部分引渡予定時期 : 令和 年 月 日までとする。<br>部分引渡の金額 : 協議の上決定する。<br>部分引渡の検査 : 新発田市工事検査規定に定める完成検査による。  |
| 9 火災保険等     | 本工事は、約款第54条の定めによる火災保険に付すべき工事である。<br>指定内容 : 火災保険等の対象金額が請負金額以上に加入していること。<br>提出書類 : 火災保険等金額が判明できる証書の写し<br>加入期間 : 契約の日から竣工予定日より14日以上必要とする。  |
| 10 現場発生品    | 現場発生材が発生した場合、利用可能なものは のストックヤードに搬出し、監督員と協議すること。  |
| 11 その他      | 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第15条第2項の規定により、施工体制台帳の写しを発注者に提出するものとする。また、施工体系図の写しについては、下請負人が発生した場合は、下請金額に関わらずすべて定められた書式により、監督員に提出するものとする。   |